山陰中央新報　2010/03/02

山陰中央 2010年
（平成22年）3月2日（火曜日）　総合　4

核心評論

高校無償化で朝鮮学校除外

学ぶ権利の保障どこに

民主党政権の目玉である高校授業料無償化。その対象から朝鮮学校を除外するかどうかをめぐり、鳩山政権が迷走している。

中井治拉致問題担当相が川端達夫文部科学相に除外を要請したことが発端だ。「（朝鮮学校の生徒は）日本が制裁している国の国民だ」。拉致問題の進展がない中で、北朝鮮に対する圧力強化の一環というわけだ。

川端文科相は「外交上の配慮は、判断材料にならない」とかわしたが、鳩山由紀夫首相が中井担当相に理解を示す発言をしたことから、除外が一挙に現実味を帯びてきた。

6カ国協議も中断したまま、拉致問題進展の手がかりもつかめないいら立ちは分からぬではないが、ストレートに教育の問題に持ち込むのはやりすぎだ。大人のけんかに子どもを引っ張り込むようなものだろう。

朝鮮学校は、学校教育に類する教育を行う各種学校の一つ。無償化は各種学校も対象としているが「高校の課程に類する」と文科省が認めた場合に限っている。

鳩山首相が「国交がない国だから、どういう教科内容か調べようもない」などと日本の高校並みの教育課程かどうか、確認できないからだろう。

教科内容が知りたければとの趣旨の発言をしているのも、無償化の対象から除外する布石のつもりなのだろう。

だが大学受験を見ても、国立を含め多くの大学が朝鮮高校に受験資格を認め、実質的に高校と認めている。

高校無償化は、民主党が「学ぶ権利の保障」の具体化である。

「すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくる」として、これまで学校教育法で「学校」と認定していなかった外国人学校など「各種学校」をも無償の対象としているのも、広く学習者の権利をすくい上げようという考えからのはずだ。

民主党が野党時代にまとめた日本国教育基本法案（廃案）では、第2条に「学ぶ権利の保障」を掲げ、「何人も…権利を有する」と規定。学校教育についても「すべての国民及び日本に居住する外国人に対し、意欲を持って学校教育を受けられるよう…」（第4条）と書き込んでいる。

鳩山首相の発言は、党が掲げた教育理念の根幹を自らおとしめているようにしか聞こえない。それとも「学ぶ権利の保障」という看板は、もう忘れたとでもいうのだろうか。（共同通信編集委員　山田博）